

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令（案）等の修正
1	<p>戦闘行為下でないにもかかわらず、武器が発射されて人命の安全が害される事態を防ぐため、武器は、平時における誤作動を防ぐための構造を備えていなければならないこととすべき。</p>	<p>第4項（1）ア（ウ）において武器及び関連機材については、誤操作を起こさないようにすることや、信頼性が高いものとするを規定しています。</p>	なし
2	<p>この技術的基準は、どのような形式（省令、告示、内部規則等）で定められるものなのか、また、どのような形で公表されるのか、教示ください。</p>	<p>船舶の造修等に関する訓令の附属書として定め、これを告示することで公表します。</p>	なし
3	<p>本基準の目的と個別の基準の間に不整合を生じている。本基準の目的は「船舶の堪航性又は人命の安全の確保」とされているにもかかわらず、「兵器としての機能の確保」に関する基準が混在している。特に「高脅威状態又は戦闘状態」に対する基準のほとんどは、「兵器としての機能の確保」に関する基準ではないか。 本基準の趣旨及び目的を再確認した上で、条文の全面的な見直しが必要である。</p>	<p>人命の安全を確保するためには、戦闘による被害が生じた場合においても、人命の安全を確保するための機能並びに武器及び関連機材の制御を維持し誤動作及び二次被害を防ぐこと、防御のための兵器により被害を防ぐ機能が正常に動作すること等の観点も含めて考慮する必要があり、含めているものです。</p>	なし
4	<p>第3項及び第4項に定める「基準」、第5項以降に定める「要求事項」及び第16項に定める「具体的な設計（工作）の基準」の関係が曖昧である。</p>	<p>第3項は高脅威状態等を除く基準、第4項は高脅威状態等の基準、第5項から第15項までのうち「定められた運用条件下」との限定が付されている規定については高脅威状態を除く基準です。また第16項は本</p>	なし

		技術上の基準を達成するための技術的な細部事項を本技術上の基準とは別に定めることを規定したものです。	
5	第4項は、本基準の目的である「船舶の堪航性又は人命の安全の確保」に無関係であるため、削除すべきである。これらの基準は、兵器に固有の機能・性能を担保するための基準である。例えば、第4項(1)(イ)に定める銃砲がその機能を発揮できなかったとしても、兵器としての機能が低下するだけであり、「船舶の堪航性又は人命の安全の確保」には影響はない。	人命の安全を確保するためには、戦闘による被害が生じた場合においても、人命の安全を確保するための機能並びに武器及び関連機材の制御を維持し誤動作及び二次被害を防ぐこと、防御のための兵器により被害を防ぐ機能が正常に動作すること等の観点も含めて考慮する必要がある、含めているものです。 ご指摘の銃砲が正常に機能を発揮できない場合、誤射による危害の可能性のあることや防御性能を発揮できずに乗船者や周囲の船舶の安全が脅かされることが想定されます。	なし
6	第5項から第14項までについて、「高脅威状態又は戦闘状態」に対する基準を本基準で定めるとしても、各要求事項の適用範囲が不明確であるため、設計者に混乱を招くおそれがある。特に、第3項(1)に定める「定められた運用条件下」及び「高脅威状態又は戦闘状態」のどちら(又は両方)を適用するかによって、船舶の設計・工作は大きな影響を受けるはずである。例えば、第5項(10)の基準を「戦闘状態」にある船舶にも適用すると、「船舶に損傷を生じ」る要因が劇的に増加する。また、第6項(5)であれば、「定められた運用条件下」と「高脅威状態又は戦闘状態」では船舶の喪失のリスクは全く異なる	一般的に、高脅威状態又は戦闘状態に対する基準については、船舶の種別による使用目的に応じて必要なものが定まるものであり、これは運用者の要求事項によって定義されます。当該要求事項に基づき運用条件が与えられたうえで設計条件が決まり、設計を行うこととなるため、混乱を招くことは無いと考えます。また、第5項(10)や第6項(5)など「定められた運用条件下」と明示が無い	なし

	し、且つ、設計条件や運用条件が与えられなければ「最小化」の検討は困難である。	規定については「高脅威状態又は戦闘状態」も考慮する必要があり切り分けられないものとなります。	
7	装備移転反対	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。</p> <p>この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	なし
8	このせいで、問題が生じたら、だれが責任を取りますか。	<p>「防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）」による改正後の自衛隊法（以下「法」という。）第111条の2の規定に基づき、防衛大臣が装備移転船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めるとともに、法第111条の3の規定に基づき、装備移転船舶は防衛大臣が行う同基準への適合性の検査を受け合格したものでなければ、航行の用に供してはならないこととされております。同法に基づき、適切に装備移転船</p>	なし

		船舶の安全を担保してまいります。	
9	国会で議論してください。	本技術上の基準は、第217回国会における審議を経て成立した「防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）」による改正後の自衛隊法第111条の2の規定に基づき防衛大臣が定めるものです。引き続き、同法に基づき、同基準の策定を進めてまいります。	なし
10	第1項について、本基準は、装備移転船舶（以下「船舶」という。）への適用について規定する基準であることから、「自衛隊の使用する船舶及び」を削除する。	本技術上の基準は、自衛隊の使用する船舶と装備移転船舶に共通する基準として船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）において定めた上で、その内容を告示しているものであることから、両船舶を併記して規定するものとなっております。	なし
11	第2項(1)柱書きについて、「第3項から第15項までに規定する基準とする。」とあり、本規定は、装備移転船舶の運用の要求及び当該設計基準の要求事項に全て網羅された項目体系となっていることを想定する。	本技術上の基準は、船舶として満たすべき技術上の基準を規定したものです。	なし
12	第2項(1)アについて、長期の建造期間或いは隔年建造による装備品等の製造中止等により、装備移転船舶の船舶全体としてその都度型式承認することの是非について考慮する必要がある。 なお、船舶汎用品を多用することから、技術革新、製造	本規定は、型式承認された船舶を装備移転する場合の規定であり、装備移転船舶に型式承認制度を導入するものではありません。また、監督・	なし

	<p>中止等により、第2条第1項で規定されている物件についても同様に型式承認をその都度実施することとなるものと思慮する。</p> <p>なお、国土交通大臣の型式承認のない、船用汎用品以外の装備品等（NDS規格等、他規格による設計・製造・品質保証）については、製造の各段階の監督・検査を実施することが必須である。</p>	<p>検査の方法は技術上の基準の射程外であり、別途装備移転案件毎に定めるものです。</p>	
1 3	<p>第2項(1)イについて、装備移転船舶の所掌が防衛装備庁のみならず、陸・海・空及び防衛大学校への拡大・関与が示唆されており船舶を有する組織が網羅された表現となっている。</p> <p>「防衛大臣が別に定める基準」とは、「船舶検査規則」（訓令第53号）第3条の規定に基づく「海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達」（海自達第80号）別冊「艦船検査実施基準」に類似したものを想定する。</p>	<p>本技術上の基準は、自衛隊の使用する船舶も対象としたものであるため、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛大学校長を規定しているものであり、装備移転船舶については装備移転を所掌する防衛装備庁長官が主管するものとしております。</p> <p>また、船舶検査規則第3条に基づく基準は、検査に係る基準であり、本技術上の基準と類似するものではありません。</p>	なし
1 4	<p>第2項(2)について、「試験的に使用する場合」とは、研究開発、仮搭載の装備品等を想定する。</p>	<p>「試験的に使用する場合」とは、船体並びに装置及び機器等を研究開発等の一環で使用する場合等を想定したものです。</p>	なし
1 5	<p>第3項(1)について、「高脅威状態」、「戦闘状態」、「定められた運用条件下」等について「用語の定義」を適切に記述するのが望ましい。</p>	<p>「高脅威状態」、「戦闘状態」等の名称からその意味するところが自明のものについては特段定義を置かず、</p>	なし

		「定められた運用条件下」等の名称からはその意味するところが必ずしも明らかではないものについては、括弧書き等により補足等を加えております。	
1 6	装備移転船舶は、「客船」等商船ではないことから「乗船者」の表現は不適當であり、「乗員」に統一する。(同旨多数)	乗員以外の者も乗船する船舶を装備移転する状況も想定されるため、原案のとおりとします。	なし
1 7	第4項(1)について、冒頭のように、海上自衛隊が使用する船舶に対し適用される「船舶の造修等に関する訓令」(訓令第43号)の目的とされている「船舶」としての「安全性」、「たん航性」のみならず、戦闘に供する「艦船」としての「使用目的に対する適合性」の確保が装備移転船舶に対しても要求されることを明記している。	本規定は、使用目的に対する適合性を確保するためのものではなく、使用目的に応じて船舶の堪航性及び人命の安全の確保のために一定の要件を満たすことを求めるものです。	なし
1 8	第4項(1)ア(イ)について、「通常予見されるすべての運用条件」の表記をより具体的な表記とし、「通常航海、警戒監視、哨戒、戦闘等のすべての運用において」とした。 「戦闘行為下」を「戦闘状態」に改める。 耐振動性、耐衝撃性を有し、乗員による誤操作、混乱等がない機械的・電子的な特性・機能を有すること、また、故障なく、物理的な「堅牢」が要求されている。	本意見については、修正の必要性を裏付ける具体的な理由が示されておらず、現行案の趣旨との整合性を踏まえた結果、修正には至りませんでした。	なし
1 9	第4項(1)イ(ウ)について、重要装置に対する二重化を含めた「冗長性」を追記する。	本規定は、重要な装置に対して必要な「装置」を具体的に示す部分であって、冗長性という「性質」を示すことを目的とした規定ではないことか	なし

		ら、原案のとおりとします。	
20	第4項(1)イ(エ)について、不測の事態(沈没等)に至るダメージコントロールの観点から、前・中・後部、或いは右舷、左舷への制御装置、監視装置の分散・分割の意味合いであることから、戦闘被害等による「浸水」のみならず、「火災」に対しても考慮すべきことから「火災、浸水に対し・・・」に修正する。	同項(1)イ(イ)において、防火性能を規定しており、火災については、ここに含まれるものと考えております。	なし
21	第4項(1)イ(オ)について、水中放射雑音の低減を目的とする船体、装備品等の耐振動性の確保及び異種金属等相互の振動周波数の共振抑制の要求を設計要件としていることが伺える。	いずれの規定についても水中放射雑音の低減を目的としたものではなく、搭載装置自身を原因とする振動や共振による強度低下や、外部からの衝撃等による機能低下等を抑制することを念頭に置いたものです。	なし
22	第4項(1)イ(カ)について、水中放射雑音の低減を目的とする船体、装備品等の本体について、耐振動性、耐衝撃性を確保するための規格(NDS規格等)適用及びHI1A、HI2A等の衝撃階級を満足することを要求することを想定する。		
23	第4項(1)イ(キ)について、ENI対策等による電磁波ノイズの低減を要求していることを想定する。	ご指摘の点も含め、各種シグネチャの低減であることを明確化するため、「船舶に起因する電磁波、電磁界、音響、光波(赤外線を含む)等のシグネチャを可能な限り低減できること」と修正しております。	なし
24	第4項(1)イ(ク)について、船体部の貫通部、装備品等のぎ装金物等のENI対策等による水中放射雑音の低減を要求されていることを想定する。		
25	第4項(1)イ(ケ)について、誤記による追記。 消磁装置(消磁コイルを含む。)の装備による低減を想定する。		
26	第4項(2)について、ア項に「艦船」を追記し、主要な搭載装備品の配置について記述する。		
27	第4項(2)アについて、ア項に「艦船」を追記し、主要な	本意見については、修正の必要性を裏付ける具体的な理由が示されておらず、現行案の趣旨との整合性を	なし

	搭載装備品の配置の要件について具体的に記述する。	踏まえた結果、修正には至りませんでした。	
28	第4項(2)について、艦内の所要電力が逐次拡大していることから、非常用発電機を専用で搭載する艦船は少なく、数台の主発電機の組み合わせ（運用）によって、冗長性による非常時運用に転換しつつあることから、総括して「電源区画」に修正することが望ましい。	非常電源区画とは、ご指摘のような非常用発電機を専用で搭載する区画のみならず、非常時において運用される発電機や配電装置等が置かれる区画を幅広く指すものであり、原案のとおりとします。	
29	第5項(3)について、「安全な運用を支援する」とは、故障の局限、他装備品への影響極小化するための安全装置の設置等が必須であることを要求しているものと想定し、装備品に安全装置の設置等を追記する。	本規定は船舶の装備品について、船舶の安全な運用を阻害するような性質であってはならないことを示すものですので、安全装置の設置等のみを念頭に置いたものではありませんので、原案のとおりとします。	なし
30	第5項(4)について、基本的に「危険区画」とは、放射線汚染、化学兵器汚染、伝染性感染症汚染等に罹患した乗員・船舶本体を隔離するための密閉区画との認識から、オープン的な「危険区域」から閉鎖的な「危険区画」に改める。	危険区域については、回転機器の回転部など、必ずしも区画だけで区切られるものではないため、原案のとおりとします。	なし
31	第5項(8)について、「人為的に誤操作に対して」を「人為的な誤操作に対して」に改める（誤記修正）。	原案は「人為的誤操作に対して」と規定しており、これは誤記ではないことから、原案のとおりとします。	なし
32	第5項に、技術的な設計要素の「重量及び容積」について追記する。	船舶の堪航性及び人命の安全の確保とは直接的に関係の無い内容のため追記はいたしません。	なし

3 3	<p>第5項に、技術的に関連する「経済性、互換性及び整備性」について追記する。</p>	<p>船舶の堪航性及び人命の安全の確保とは直接的に関係の無い内容のため追記はいたしません。</p>	なし
3 4	<p>第6項柱書きについて、「船舶の設計寿命に対し」を削除する。</p>	<p>船舶の構造は、ライフサイクルを通じて大幅な変更が困難であることから、永久的に本項各号を満たすことを求めるのではなく、「船舶の設計寿命に対して」と範囲を限定して規定しており、原案のとおりとします。</p>	なし
3 5	<p>第8項柱書きについて、「発電機」を「発電装置」に改め、「動力装置」及び「制御装置」を加える。 同項(4)について、第6項の記述順とし、「風雨密性及び水密性」とする。</p>	<p>電気に関連する搭載品を例示するものですので原案のとおりとします。 第8項(4)の記述順については、ご指摘のとおり「風雨密性及び水密性」と修正します。</p>	あり
3 6	<p>第9項(2)について、第8項(4)の表記に倣い、「風雨密性及び」を追記する。 同項(3)について、「相互に独立して」を「独立して」に改める。</p>	<p>第8項については水圧がかかる状態を想定し水密性が求められるものに加え、船体上部など風雨密性を満たせばよいものの両者が含まれるため、「風雨密及び水密性」としております。一方で、第9項では防水扉など水密性が求められるもののみを想定しているため、原案のとおりとします。 相互に影響を及ぼし得る装置同士</p>	なし

		等が独立して作動可能なことを規定していますので原案のとおりとします。	
37	第10項中「封じ込め」を「密閉」に改める。	封じ込められればよいのであって、必ずしも密閉する必要は無いため原案のとおりとします。	なし
38	第11項について、「11 避難、退船及び救助」を「退避、離艦及び救助」に改める。 冗長のため「当該事故及び緊急事態により発生した」を削除する。 「海上から人を収容」を「海上から要救助者を収容」に改める。	「避難」を「退避」とすることについて、修正の必要性を裏付ける具体的な理由が示されておらず、現行案の趣旨との整合性を踏まえた結果、修正には至りませんでした。「退船」を「退艦」とすることについて、第1項総則において自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の基準を定めることとしていることから、「艦」という表現は適切でないため、原案のとおりとします。文意を明確にするため必要と考えますので原案のとおりとします。 収容するのは要救助者だけとは限らないため原案のとおりとします。	なし
39	第12項(1)柱書きについて、「ある間において」を「ある場合」に改める。 同項(1)コについて、「位置から」の後に「他船の」を追記する。	船級規則等を参考にこれらの表現を用いておりますので原案のとおりとします。	なし

40	第13項(3)ウの「接続」を「接続」に改める。	必ずしも接続されたシステムだけを対象とするものではないため、より一般的な接続という記載が適切と考えております。	なし
----	-------------------------	---	----